

# Structure Kansai No.94 2007.7

JSCA 関西ホームページ <http://www.mmjp.or.jp/jsca-kansai/>

## 平成19年度(社)日本建築技術者協会関西支部 支部総会 5月23日開催



関西支部 支部長

新任のご挨拶  
(株)竹中工務店  
角 彰

新支部長に就任しました角でございます。本年は関西支部設立25年の節目の年です。この時期に新たな建築基準法の改定に直面することになりました。姉歯問題は構造設計者の存在を認識させましたが、同時に不信感とマイナスイメージが蔓延しました。その結果、構造設計法の詳細にわたる規制、確認検査の厳格化、構造判定制度が始まることとなりました。そのような状況の中で2007年度の支部活動の方針を以下の6項目といたしました。

- ①職能研鑽支援。②会員サービスの強化。
- ③地方行政に協力した社会貢献。④社会への広報活動の強化。
- ⑤本部活動への積極的参加。⑥組織力の強化。

また組織のスローガンを「構造設計1級建築士をすべてJSCA会員に」を掲げたいと考えます。

色々の困難が考えられますが、この機会を自らの未来を開き、そして地震国日本の建築文化に貢献するために、与えられたチャンスであると考えたいと思います。そのために企業人ではできないことを、JSCAという組織活動で実行する時と考えます。会員各位におかれましては、構造設計界のためにJSCAを通じて何ができるかをお考えいただき、積極的なご参加を期待しております。

—あなたが動いて社会を変える—



関西支部 副支部長

新法施行を受けて  
(株)東畑建築事務所  
近藤 一雄

引き続き副支部長を務めることになりました。よろしくお願いたします。

新法施行から早1ヶ月が経過しましたが、多くの会員が確認申請者として、また適合性判定員として新しい制度の中で混乱と戸惑いの中ご苦労されていることと思います。姉歯事件以来構造レビュー、耐震レビュー等関西支部においても数多くのピアチェックを行なってきました。ピアチェックとは法令への適合、不適合の確認だけでは有りません。少しくすれば、あすればと第三者の目で見ると品質向上を行なうポイントが良く見えます。構造設計者の職能を確立するには、構造設計の品質の向上が第一ではないでしょうか。折角始まったピアチェックです、この経験を生かし、品質向上が行なえるシステムとしてこの制度を活用できるよう変革できていければと考えます。本年度より本部を担当する理事と同時に副会長を務めることになりました。関西のパワーをJSCA本部へ、中央行政へ働きかけることが使命だと考えます、皆様のご指導、ご協力よろしくお願いたします。

本年は構造家懇談会関西支部開設25周年の節目の年です、新しい時代にふさわしい関西支部を担う若いパワーで記念事業を企画していただいています、ご期待下さい。



関西支部 副支部長

新任のご挨拶  
(株)平田建築構造研究所  
西村 清志

建築構造設計者は建築設計に於いては影の存在でした。一昨年の事件により、我々は社会に知られるようになったものの、認知され、尊敬されるようには未だなっておらず、むしろ怪しい存在であるようです。本年6月20日に施行された新法令の構造関連法規は、設計された建物の構造設計者を把握し、責任の所在をはっきりさせようとしています。これにより構造設計者の施主に対する責任が明確になります。これまで、もちろん責任があったわけですが、陰に隠れていたのか、隠されていたのか、そのようなシステムになっていました。今回の法改正は消費者保護という名のもとに「建築物の安全性確保の為に講ずべき処置」の流れとして改正されました。「偽装への罰則強化」「建築確認の厳格化」「建築士資格の厳格化」が主題ですが、新法移行への時間が少なく、大変な混乱が予想されます。今まで、通常の業務を真摯に続けてきた構造設計者も設計業務と、適合性判定委員の二重業務に忙しい日々を送られていることと想像されます。構造設計者は心やさしく、目的を完遂する能力に優れており、上記の問題を解決するに違いありません。社会に建築構造設計者をどうアピールしていくか、JSCA関西に何ができるか、支部長、副支部長、各委員会委員長と考えていきたいと思ひます。

## 2007年度定例研究会報告

### PD「安心・安全な社会をめざしてPART2」～住宅・建築物の耐震化と構造法令の改正をめぐる諸問題～



#### PD 第1部

今年に入っても、能登半島地震等、全国各地で地震被害が相次ぎ、全国どこでも、いつ大地震が発生してもおかしくない状況が続いており、建物の耐震化が急務になっている。

一方、一昨年の姉葉事件を発端とした一連の耐震偽装事件により、構造設計業界全体に対する信頼性に疑問をもたれており、建築基準法、建築士法の改正にまで発展し、構造設計業界は大きな変革の渦中にあり、今、構造設計者の職能が問われている。市民の立場、建築行政の立場、構造設計者の立場から、建物の耐震化と構造法令の改正をめぐる諸問題について問題提起を頂いた後、討論を行った。

#### 「地域防災と建築の耐震性」

防災パーソナリティ・FM大阪  
大橋 広路氏

私達は阪神大震災で多くの方を失いました。今、関西では高い確率で南海東南海地震が起こるとされており、明日にも数何万人の命が失われるかも知れない、このためにJSCAがあるのだと思います。

能登の視察では、補強で防げたはずの被害がたくさんありました。建物の倒壊のような被害は今、補強すれば防げます。JSCAの皆さんは今それができるヒーローです。まず官公庁学校等、人が集まる場所の耐震化率を100%にして頂きたい。

一般住宅は耐震診断はしても補強までは進まない。施工業者に対して不安だからです。これはマイスター制度を実施して頂きたい。JSCAから安心な施工業者を紹介し、セイフティネットを張る。もしものときはJSCAが全額救済

する。それぐらいのセイフティネットをお願いしたい。ローンの問題に対しては、銀行に耐震補強ローンを実施させてほしい。

地震政策の根本に大規模地震対策特別処置法があります。これは地震は予測できるという前提ですが、実際は予測できない。抜本的に見直す必要があります。

また、各自治体では福祉避難所を創設していますが、この耐震化も進んでいない。今年は是非これを進めて頂きたい。

最後にJSCA関西の方々、今後もヒーローとしてがんばって頂きたいと思います。

#### 「大阪府の建築耐震化戦略」

大阪府 多田 純治氏

耐震改修促進法の改正を受け、大阪府では、平成18年12月18日に「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」を策定した。住民・建物所有者が、自主的に耐震化へ取組むことが基本であり、府・市町村は、それらの取組みをできる限り支援する観点から、耐震化の阻害要因を解消又は軽減する施策を展開することがプランの基本方針である。耐震化が進まない理由として、①危険の認識不足、②耐震化の情報不足、③費用や労力等負担の大きさ、の3点が挙げられると思う。□

そこで、具体的な対策の例として、①の危険の認識不足に対しては、パンフレットの充実や耐震キャンペーン等を計画している。②の情報不足に対しては、「住宅リフォームマイスター制度」を創設し、信頼できる業者の登録により、安心して耐震改修できる仕組みを作ろうとしている。③の負担軽減に関して

は、耐震診断、耐震改修費用の補助金制度の拡充や完全な補強が困難な場合は、生命だけは守る簡易的な補強や部分的な補強も認めて少しでも耐震化が進むような仕組みを作りたい。これらの諸策により、10年後の耐震化率90%の目標を達成できるよう、努力していきたい。

#### 「確認申請制度と適合性判定」

大阪市建築指導課 長谷川 高宏氏

このたびの法改正の目的は、耐震偽装の防止、法令遵守の徹底による建築物安全性、信頼性の回復にある。その全体像は建築行政の課題、建築士制度の課題、そして消費者保護の課題の3つにわけて考えられる。改正作業は3段階にて対応し第1段階として建築基準法の一部改正が昨年6月に、第2段階として建築士法等の改正が昨年12月になされている。第3段階は、瑕疵担保責任履行の確保等の対応が予定されている。

建築基準法改正による最大のポイントは指定構造計算適合性判定機関が新設され構造計算のピアチェックが義務付けられる事になった点である。その対象は、大規模建物（従来ルート3、2）相当建物と、中規模建物（従来ルート1）であっても大臣認定プログラムを使用したものである。新たな大臣認定プログラムの開発が遅れている点もあって、今までの電算プログラムの使用は差し支えないが、計算図書の省略規定はなくなっている点、簡略な大臣認定プログラム審査に比べると時間がかかる点に留意されたい。

#### 「構造設計と遡及適用の問題」

日建設計 多賀 謙蔵氏

今回の法改正により増大することになる“既存不適格建物”の扱いに対して問題提起を行いたい。

6月20日の法改正スタートをもって、兵庫県南部地震でも揺らぐことがなかった“新耐震”後約25年の建物群が一気に“既存不適格”あるいは“既存不適格の可能性がある”建物になってしまう。法的にはそのように解釈すべき事実として受け入れざるを得ない。

既存不適格建築となると、増改築等工事の際にその規模等に依じた方法により現行基準相当の耐震性を持たせる

必要があり、また耐震改修促進の対象ともなってしまう。

今回の法改正は、「明確化であって強化ではない」と説明されているが、これまで慣用されていなかった検討式の採用や新たに定義された設計荷重の割増し等が少なからずあり、これらを“新耐震”建物に適用したときに厳密にクリアできているかどうかは正直なところ「やってみないとわからない」状況である。RC耐震壁の開口の扱い、冗長性の低い建築物の応力割増し、突出部分の応力割増し、層間変形角の定義などに“ひっかからない”自信は誰もが持てないのではないのか。

一方でこれらの新基準適用により法の要求を満足できないことがあったとしても致命的なものとは思えない。それにもかかわらず、増築時にはチェックすべき既存部分として古い建物と同様の手間をかけて検討しなければならないだろうか？真に耐震改修を進めるべき古い建物と同様に、それぞれかそれらを差し置いて“耐震診断”を促進しなければならないのか？良識ある構造技術者の答えは明白であろう。

それだけでなく法改正のあおりを受けて構造技術者の絶対量不足は深刻なものとなってきている。限られた構造技術者のパワーを、真に必要な建物に向けなければならない時に、例えば経済力に恵まれた建物所有者に先取りされるようなことがあってはならない。法的には新耐震以前のものと同じ“既存不適格”でも、罪深くない“新耐震”25年のストックに対して、実情に即した“緩和規定”をぜひとも期待する。

### 「木造住宅の耐震化と信頼性獲得」

桃李舎 榎田 洋子氏

戸建住宅と他の建物との設計の違いは、クライアントがそこで暮らすユーザーであるということだ。最初の打合せでは予算を聞いて、補強によって多少の間取りの変更が予想される場合は、将来の生活のビジョンも尋ねる。いつも住宅の設計とは、「どう生きるか」ということを一緒に考えることだと感じる。

耐震補強に必要なのは、ユーザーに向き合う技術者である。耐震補強はまず行うことが肝心で、大阪府が「補強後の性能が基準値を100%満たさなくても補助金を出す」という施策は画期的である。しかし、診断だけを5千円

のサービスで提供することは、実はあまり意味がない。「倒壊する」という結果だけを突きつけられると逆に施主は開き直る。窓口で予算を聞き、30万円ぐらいの補助金で、診断から予算に見合う補強の提案まで一気にいうスピード感が望まれる。

JSCA関西はこれまで置き去りにされていた伝統構法建物の性能を限界耐力計算で評価する方法を開発した。これは手計算でもできる。基準法改正により限界耐力計算は適合性判定扱いとなったが、適合性判定は「適」か「不適」を見分けるだけでなく、工学的な判断を扱うエキスパートジャッジであるべきだ。JSCAとして方向付けを提言し続けたい。

### PD 第2部

■それでは、パネラーによる議論に移ります。地域防災と建築の耐震性について、改めて大橋さんの方からこれだけは言いたいということがあればお願いします。

大橋氏

市民にとってまず知りたいのは、耐震診断や耐震補強を行う場合、どこに頼めば安心かということだと思いますが、大阪府のマイスター制度について説明して欲しいと思います。

多田氏

大阪府のマイスター制度は、制度としては今年の2月から立ち上がっており、個人事業者ではなく耐震補強工事を行う施工者の団体を対象としています。自主行動基準を設けているとか、保険に入っているとかのいくつかの条件を満足した事業者の団体をマイスターとして認定することになっています。現在3～4者の事業者の団体が申請中で、順調にいけば6月頃には最初のマイスターが認定されることになると思います。

■先ほどの多田さんの説明のように、大阪府のマイスター制度は工務店を対象としたもので、構造設計者を対象としたものではありません。先ほどの大橋さんのご意見は、施工者だけでなく、耐震診断を安心して頼める構造設計者のマイスター制度をとということだと思いますが、現状では構造設計者に依頼する窓口としての受け入れ体制は整っていないのが実情です。その機能をJSCAに求められているということだと思いますが、そのためにはJSCAが市民

権を得ることが必要で、まだまだ課題が残されていると思います。

■それでは、次に法律が変わるたびに既存不適格が増えるという問題について議論したいと思います。まずはこの問題に対する行政側の見解を教えてください。

多田氏

私の方からは、耐震改修促進法を対象として個人的な見解をお話したいと思います。耐震改修促進法はそもそも、特定建築物の所有者に耐震改修の努力義務が課せられるという努力規定になっており、建築基準法のようなはっきりとした厳格な規定にはなっていません。平成18年の耐震改修促進法の改定では、その努力義務が国民の義務になりましたが、努力規定であることに変わりはありません。大阪府の方針としては、既存不適格の建物の中でも、耐震性能が低い昭和56年以前の木造住宅を重点的に耐震補強の促進の対象としたいと考えています。

長谷川氏

法律が変わるたびに既存不適格になるのかと問われると、法律上は告示が改正され、それまでに建てられた建物が新しい告示に合致しない場合は、法の用語から言うと、やはり既存不適格と言わざるを得ないと思いますが、行政の中でも法改正の度に既存不適格云々というのはいかなるものかという意見もあります。今後建築行政の集まりの場等で、国土交通省にその取り扱いについて確認する必要があると思います。

(個人的な見解としては)法改正により既存不適格になるということと、既存不適格となった建物に耐震診断や耐震補強が必要ということとは、その規定ができた時期が異なるので、また別の議論があるのではないかと思います。■木造の既存不適格に関して、裁判所から木造住宅の鑑定依頼があり、JSCA関西木造分科会で対応しています。その話を榎田さんからお話いただけますか？

榎田氏

木造住宅の場合は、既存不適格のことでよく訴訟問題になることがあり、JSCAにも裁判で木造の専門家としての鑑定業務を依頼されることがあります。伝統工法の木造住宅は、現状の建築基準法では、壁がないことや金物がないということで法に適合しないため、確認申請では壁がある図面を出しておい

て、実際には壁がない状態で施工するということが行われることがあります。施主が新築する時は、どうしても伝統工法の家が欲しいということで工務店に頼んで上記のような手法で伝統工法の家を建てた後、いろいろな情報誌で知識を得て、伝統工法で建てた家が建築基準法違反だということは知らなかったということで、工務店を相手に訴訟するという事例が多いのです。

裁判官からの依頼は、立派な建物に見えても建築基準法上法律違反ということだが、本当に危険な建物なのかどうかを鑑定して欲しいという依頼です。なかには限界耐力計算法で計算すると問題のない建物も結構あり、裁判官からは、建築基準法の木造の設計法の規定は、数字がたくさん出てくるばかりで非常に理解しづらい。まして、一般の人にはわからないというのが問題ではないかという指摘がありました。

■多賀さんからは、既存不適格が増えることに関して提言がありました。他にも問題があればお話しいただきたい。

#### 多賀氏

他の問題というわけではありませんが、姉業事件の際に感じたのは、やはり建築士というのは、地位が低いんだなということでした。例えば医師が悪いことをしても、その医師個人は責められても、医師法を改正するというような話にはならないのに、建築士の場合は、法律を改正し細かく縛るという方向になってしまう。(笑)

その話は置いておいて、先ほど、大阪府の多田さんから、昭和56年以降の既存不適格の建物よりも昭和56年以前の建物の耐震性を高めることを優先すべきという主旨のご意見がありました。極めて見識に富んだご意見だと思います。一般の方にも、昭和56年以降の建物は、法律改正により既存不適格になったとしても、耐震性のチェックの緊急性は低いと言いたいのですが、大阪府さんも同意見だと言えれば説得力があるのですが・・・。

#### 多田氏

木造住宅の場合は、昭和56年以降の建物でも耐震性が必ずしも高くない建物があるので、昭和56年以降の建物は耐震安全性のチェックは後回しでもいいとは、はっきりとは言いにくい。ただし、優先するのは、耐震性能の低い古い建物であるということです。

#### 多賀氏

対象範囲を明らかにしないで質問したので少しずれ違っていました。私の質問は、木造以外の特定建築物を対象としての質問でした。

これはまた別の問題でもあるのですが、私を含め、ここに居るJSCAのメンバーは、大半が木造以外の特定建築物の構造設計をしている技術者で、木造の専門家ではありません。大橋さんがはっきりされるかも知れませんが、では、木造の構造設計の専門家はどこにいるのかというと、木造の構造設計をできる技術者は非常に少ないというのが実態なのです。

■大橋さんから更なる提言等あればお願いします。

#### 大橋氏

耐震改修を促進する方策として、例えば住宅の資産価値に耐震診断結果を加味し、税評価するとか、耐震改修のための目的税を作るとか、JSCAからも提言してはどうでしょうか？

■最後の質問に近いのですが、法律改正で建物の耐震性が高まるかについて皆さんから一言ずつお願いします。

#### 柘田氏

法改正は、木造住宅に関しては耐震性の向上にはあまり関係ないと思います。木造住宅の場合、構造の技術者が少ないため、工務店や意匠設計者が設計することが多いので、法改正により、どんどん計算が細かく規定され複雑になると、自分では計算できなくなり、計算プログラムでデータを入力するだけで、計算内容がブラックボックス化してしまうことにつながります。木造の場合は、大工さんにより材料も異なるので、細かな規定をしすぎる複雑な計算手法は適しておらず、大工さんが自分で考えて工夫できる余地を残せるような設計手法が望ましいと思います。

#### 多賀氏

法改正により新築建物の構造計算を二重チェックするので、構造計算の間違いや見落としが少なくなるという点で、結果的に構造計算の底上げになるという面はあると思います。ただし、構造設計者の絶対量に限りがあるので、新築物件の申請図書作成に時間がとられることになるので、既存建物の耐震診断にかかる時間を削らざるを得ないということで、皮肉を込めて、古い建物の耐震性の向上には逆効果であると言いたい。

#### 長谷川氏

大阪市では、中間検査、完了検査の検査率の向上を図っています。また、最近では、検査済証を交付した建物では、検査済交付のマークを貼っていただくようにしており、消費者が見てわかるということが安心、安全につながると考えています。

また、この場を借りて紹介させていただきたいのですが、今年度より大阪市の住宅建築の耐震化を推進する部署として、都市整備局の中に企画部防災耐震化計画担当という部署を設け、耐震化の推進に力を入れています。

#### 多田氏

平成17年の秋に、耐震改修促進法の改正、構造計算書偽造事件の発覚が時を同じくして起こり、耐震という言葉が世間に広まりました。これはいい意味でも悪い意味でも、一定の効果はあったと思います。耐震に対して世間の関心が高くなり、大阪府においても財政的に厳しい中でも耐震に関する予算がつきやすくなりました。

#### 大橋氏

本日は大変失礼なことも申し上げたにもかかわらず、最初から考えると4時間近くも真剣に未来の建築について勉強されていることに感銘を受けました。そしてあらためて感じました。枚方、交野、寝屋川5万世帯、何かあったらやっぱりJSCA関西に電話させていただきたい。

■最後に八木前支部長にまとめとして一言お話ししたい。

#### 八木前支部長

とてもまとめることはできませんが、一言お話しします。大橋さんから、JSCAの役割についてかなり煽られました。今後のJSCAへの期待を込めてのご意見ということで受け止め、新執行部で検討していただけるとありがたいと思います。また、柘田さんのお話はいつも心に染みるとともに、自分の木造に対する取り組み不足もあって少し居心地が悪くなるのですが、改めて木造建物に対してもっと関心を持たねばと思いました。

この後、皆さん懇親会にも是非参加いただき、お酒がまずくならない程度にさらに議論を深めていただければと思います。本日はパネラーの皆様、長時間お疲れ様でした。



「改正建築基準法  
講習会報告」

(株)竹中工務店  
若松 和範

5月2日(水)に、グランキューブ大阪にて「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令等の解説」講習会が開催されました。1000人近く収容できる会場がほぼ満席という盛況ぶりでした。建築基準法の改正という、我々実務者の業務に直接影響を与える内容であり、6月20日から施行されるというのに、告示等の改正内容の詳細がなかなか確定しないという状況の中、参加者の多さに関心の高さが窺えました。ただし、最近の講習会では一般的であるスライド等を使用した説明は一切なく、講師の方の説明に耳を傾けながら、受講者はテキストにメモを書き込む、といった感じで進行了。スライド資料を作成する余裕もないほどのスケジュールでの改定作業であり、改正基準法に基づく申請手続き等での混乱は避けられないのでは、というのが率直な感想です。

□ 第一部 改正建築基準法等の解説 □

午前中は、基準法等の改正内容のポイント説明が行なわれました。今回大きく改正された条文は建築基準法第二十条であり、これにより、構造計算方法、適合すべき仕様規定などの構造規定を定める際の建物規模を分類しています。またその他関連条文と併せて、構造計算適合性判定の手続きが必要となる建築物の規模や、順守すべき構造計算方法が規定されています。

□ 第二部 改正構造関係基準の解説 □

受講時にはパブリックコメント中であつたものも含めて、告示とその解説が紹介されましたが、まだまだ不明な点が多く、改正基準法施行に向けて依然不確定要素が多い状況でした。特に、開口が大きくて耐力壁とみなせない場合の袖壁、腰壁等の取扱いについては、詳細が示されておらず、具体的な方法は今後のデータの蓄積を待つ、とのことでした。

□ 講習会を終えて □

講師の方の説明では、「今回の改正は、基本的にはこれまでも運用されてきたことを明文化しただけである。」ということでした。しかし、誰が審査

をしても同様のチェックができるようにするために、細部まで規定して、構造計算書の書式まで統一するなど、設計者の自由な発想や、創造活動を抑制してしまう恐れのある今回の改正やその導入手順には、やはり疑問を抱かずにはられません。

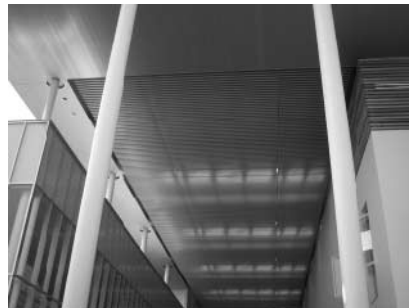
私は以前に、ある国で工場を設計する機会がありました。こちらは基本的な構造計画や仮定断面を提示し、詳細設計や確認申請図書の作成は現地の設計事務所に任せる、というスタイルでした。あるとき打合せの際に、私が手計算で決めた仮定断面を示し、これで設計できるはずだから、と伝えたところ、「これはどんなプログラムで計算したのか。手計算なんて信用できない。こちらは〇〇プログラムを使っているのだから...」と言われました。この国では、確認申請の際にも、どんな一貫計算プログラムを使用しているのか、ということが非常に重要視されているようでした。当時、日本とはかなり違うなあ、とカルチャーショックを受けましたが、このままでは日本もこの国のようにになってしまうかもしれない、と講習会を終えて感じています。



「神戸夙川学院大学  
を訪ねて」

フォルムふらむ代表  
政木 武志

神戸夙川学院はポートアイランドに元々存在した港湾貨物置場跡地の再利用の一環として計画されていました。建築面積 6282㎡ 延べ面積12,598㎡ 高さ20.8mの4階建ての本棟(講義・研究・事務)と3階建ての体育館棟で成立っています。本棟はSRC造柱と鉄骨梁を組み合わせた構造体であり、体育館棟は更にPRC柱を取り込んだ構造体であります。将来的にはホール棟やレストラン棟が予定されているということです。同じ日に『兵庫医療大学』と『神戸学院大学』を見学しましたがその2棟が重厚な建物に対し、この建物はメタリック調でガラスとの組み合わせにより軽快的であると感じました。階段も軽快さへのこだわりなのでしょうが殆どがストリップ形状の鉄骨階段でした。中でも長さ7m巾3.6m程のトラス式階段は踊場部分で何とも言えない振動を体験させてくれました。3大学を訪ねて見学の途中キャンパス内



のベンチに腰を降ろした時、対岸のポートタワーが眼中に入り、いろんなことを走馬灯の様に思い出しました。思えば、私自身がポートアイランドに足を踏み入れたのは3度位の記憶しかありません。'80ポート博と'95の大震災そして耐震偽装問題に翻弄されている現在であります。'80ポート博覧会当時の建物といえば、ポートピアホテルと数える位のマンションしか建ってなかったのに、今ではかなり多くの建物が林立しています。'95の大震災時島全体が液状化で騒がれ、港湾コンテナバースの倒壊等にも目を奪われたあの日から、「耐震」という言葉は構造設計者にどう扱われ、どの位の重みを与えてくれたのだろうか？



かつて、探検家であり鉱山・冶金の先生であったジョンミルン(John Milne)氏は日本に来たその日に地震を体験し、その刺激を受けて地震の研究をなされ1880年にミルン先生を中心に日本地震学会が発足され、その後大きく貢献されたと聞いております。'95の神戸の大震災を体験した子供達は、確実に12年の歳月を踏まえて社会人になり、建築業界にも足を踏み入れていることだろう。その中から地震メカニズムの研究、耐震技術を大きくリードする人物が生まれるかもしれません。そして、建築とは直接関係せずとも社会に貢献する学生が成育するのは、この様なキャンパスからだと密かに期待します。

## ■ J S C A 関西支部2006年度事業報告

(2006年4月～2007年3月)

- 2006年度支部総会 5/31 建設交流館グリーンホール  
出席者60名(委任状237名)
- 支部役員会 5/18, 11/9
- 事業委員会 5/11, 11/2
- 技術委員会 4/13, 7/11, 10/19, 1/25
- 広報委員会 4/19, 7/19, 10/18, 1/17
- 住宅・建築物の地震防災推進連絡会 4/19, 8/1, 10/25, 3/27
- レビュー委員会・構造レビュー: □  
8/18, 8/31, 10/28, 11/07, 11/16, 1/19, 2/2  
・分譲マンション等サンプル調査に関するレビュー:5/8, 5/22, 6/2, 6/9, 6/16, 6/23, 7/11, 8/4, 8/9, 11/10, 2/1/16, 2/22, 3/20 (73件)  
・木造建物の耐震設計レビュー
- 耐震偽装問題に対する特別活動 「計算書レビュー」「相談窓口」
- 研究受託 「京町家の耐震診断及び補強設計のための限界耐力計算の簡易計算手法の開発等に関する調査研究」(京都市)  
・訳本「ストラクチャデザインー空間デザインと構造」 技報堂出版
- 定例研究会 5/31 建設交流館グリーンホール  
・「安心・安全な社会を目指して」耐震偽装事件と職業倫理をめぐる問題について:建設交流館グリーンホール 参加者210名
- 講習会  
・木造軸組の新しい耐震設計がマスターできる実務講習会  
4/5, 5/10, 6/7, 7/5, 8/2, 9/6, 10/4, 12/6, 1/10, 2/7
- 見学会 「プロロジスパーク大阪Ⅱ」 9/5 参加者37名  
・「神戸ポートアイランド3大学」 2/19 参加者42名
- 技術委員会各分科会  
・地盤系分科会□ 4/5, 6/7, 8/2, 10/4, 2/21  
・RC分科会□ 7/4, 9/5, 11/7, 3/8  
・金属系分科会□ 10/16, 12/13, 1/29, 3/21  
・情報システム分科会 6/7, 9/6, 12/6, 3/14  
・耐震設計分科会□ 9/1, 10/20, 12/14, 3/6, 3/30  
・PC・工業化分科会 6/28, 9/22, 3/2  
・構造計画分科会□ 4/25, 7/7, 2/8  
・木構造分科会 4/5, 5/10, 6/7, 7/5, 8/2, 9/6, 10/4, 11/1, 12/6, 1/10, 2/7  
・法制分科会□ 6/23, 10/13, 12/5
- 教育活動  
・第11回若手構造技術者(会員外)の育成講座 2/15 参加者16名
- 海外視察研修(第19回)  
・「北仏ノルマンディ地方の建築視察」10/7～10/14 参加者21名
- 支部報 Structure Kansai No.89,90,91,92 発行
- サテライト活動  
・奈良会:講演会「金箱温春氏を招いて」 6/10 参加者39名  
・京滋会:講演会「吹抜柱の屋屈長さ」 11/16 講師:柴田道生 参加32名  
・兵庫会:会員集会 1/16 参加者20名
- 他団体への委員・講師の派遣  
委員の派遣  
・大阪府住宅・建築物耐震10年戦略プラン策定ワーキング 榎原健一  
・(財)日本建築総合試験所「各種構造審査委員会」□  
近藤一雄、多賀謙蔵、森田秀喜  
・(財)日本建築総合試験所「既存建築物耐震診断等判定委員会」  
花鳥 晃、安井雅明  
・(財)大阪建築防災センター「大阪府公立学校施設耐震診断等判定委員会」  
辻英一、瓜生田尚彦、緑川功  
・(財)大阪建築防災センター「耐震改修評価委員会」 多賀謙蔵  
・(財)大阪建築防災センター  
「大阪府建築確認に関するアドバイザー委員会」 □ 角 彰  
・大阪府建築士会「専攻建築士審査評議会」□ 八木貞樹  
・京都府建築士会「専攻建築士審査評議会」□ 中森康正  
・大阪市「構造再計算検証委員会」□ 多賀謙蔵  
・神戸市「建築構造専門審査会」□ 久森敏平、山田正人  
講師派遣  
・大阪建築物震災対策推進協議会「被災建築物の応急危険度判定養成講習会」 日時:10/18, 11/22, 2/7, 3/8 森高英夫、渡辺勲、西邦弘  
・大阪建築物震災対策推進協議会「被災建築物の応急危険度判定更新講習会」 日時:9/14, 12/12 吉澤幹夫  
・大阪府建築士会「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」  
日時:6/22, 7/13, 9/5, 10/6 榎原健一、西邦弘、横田友行  
・既存鉄骨造建築物の耐震診断・改修指針講習会  
日時:10/20 新居努、島野幸弘、塚越治夫、渡辺律夫  
・既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断・改修指針講習会  
日時:11/16-17 上田博之、榎原健一、河野隆史、近藤一雄、  
多賀謙蔵、平山文宣、八木貞樹  
・大阪府建築士会「建築士のための指定講習会」 日時:6/16, 9/15, 3/16  
□ 角 彰、多賀謙蔵、安井雅明  
・大阪府建築士会「建築士のための定期講習会」 日時:2/23, 3/23  
□ 前野敏元、横田友行  
・山口県建築士会「建築士のための特別講習会」  
場所:山口県 日時:2/7-8 榎原健一、日時:2/14-15 榎田洋子  
・福井県農林水産部県産材活用課「県産材住宅コーディネーター養成講座  
(伝統構法の構造)」 日時:10/7 場所:福井工業大学 榎原健一  
・枚方市「枚方市防災シンポジウム」 日時:3/21 榎原健一

- ・京都市都市計画局「耐震改修促進セミナー(木造住宅の耐震診断と改修)」  
日時:3/24 場所:池坊学園こころホール 榎原健一
- ・木造住宅の耐震設計と耐震改修の講習会  
日時:4/22 場所:プラザホープ 榎原健一、榎田洋子、大崎修  
日時:6/17 場所:石川県地場産業振興センター 榎原健一、榎田洋子  
日時:7/22 場所:和歌山ビッグアイ 榎原健一、榎田洋子、横田友行
- ・限界耐力計算による耐震設計法講習会  
日時:11/8 場所:福井県職員会館□ 榎原健一、榎田洋子  
・構造設計と耐震診断 尼崎市役所平成18年度建築技術研修会  
日時:9/28, 10/12, 10/26, 11/9 村上陸太、西崎隆氏
- ・奈良女子大学の非常勤講師日時:10/11, 10/25, 11/8, 11/15, 11/22,  
12/4, 12/13, 1/10, 1/24 榎原健一、近藤一雄、小倉正恒、野島千里、  
大崎修、榎田洋子、神澤宏明、太田寛

## 19.建築関連14団体との交流

- ・事務局会議 9/28 石原事務局長 ・会長・支部長ご餐会 10/31  
八木支部長、安井事務局長 ・2007年新年交礼会 1/4 八木支部長他

## 20.新年賀詞交歓会

- ・分科会活動報告および懇親会□ 1/25 参加者 113名

## ■ J S C A 関西支部2007年度事業計画

(2007年4月～2008年3月)

### I. 活動方針

2005年11月に発覚した構造強度偽装問題は、一般社会と建築業界そして我々に多大なる影響を残しました。

①建築業界への不信、設計界への不信 ②初めて認識された構造設計者の存在、そしてその不信感と社会でのマイナスイメージ ③国の強力な権限による、構造設計法の詳細にわたる規制、確認申請の厳格化、構造判定制度新設による構造設計の自由度抑制と新技術適用の困難さ  
しかし、被害者意識を離れて、冷静に考えてみますと、この事件は我々の社会に長らく存在していた矛盾を社会に暴いてくれたと言えるのではないのでしょうか。あるいはその矛盾が社会の平和のために許されないとこまで肥大化してしまっただけではないのでしょうか。

間違いや変更を認めないのも、詳細な規定を法制化するのも、構造設計が、如何に社会のために重要であるかを言えます。また今後、定められる構造設計1級建築士、報酬規定の見直しも我々の社会的地位向上に大きく貢献すると思われる。

一時の混乱は考えられますが、ここで構造設計者が自らの職責を強く意識し、この機会を千載一遇のチャンスと捕らえ、自らの未来を開き、そして地震国日本の建築文化に貢献するために行動することが、我々に与えられた責務であると信じます。そのために個人や会社人ではできない範囲で、JSCAという組織活動で実行する時と考えます。

以上のような状況の中で、本部方針を受けて、2007年度の支部活動の方針を以下の6項目といたしました。また、組織力をさらに強くするために、来るべき構造設計1級建築士の実現に向けて組織の目標スローガンを…構造1級建築士をすべてJSCA会員に…を挙げて進んでいきたいと考えます。

### 関西支部活動方針

- ①職能研鑽支援として研修会活動を強化する。
- ②会員サービスを強化する。
- ③地方行政に協力して社会貢献と地位向上を目指す。
- ④社会への広報活動を強化する。
- ⑤本部活動に積極的に参加する。
- ⑥組織力の強化 目標…構造1級建築士をすべてJSCA会員に…

### II. 新活動概要

#### 1. 職能研鑽支援

社会的信頼を得る為に、構造設計のレベル向上を目指し、会員外を含めた研鑽活動を実施する。

・(仮称)構造設計ゼミナール(技術委員会) :一方的講義ではなく、実務者同士の議論により技術上、倫理上の問題点を掘り下げていく  
テーマ:RC造.S造.SRC造.PC造.基礎.木造.限界耐力計算.エネルギー法.免震・制震.地震応答解析.大空間構造

定員:30～50名 所要時間:2時間(1時間講義、1時間討議)  
講師:ベテラン会員.大学教員複数名による.資料は教科書としてまとめる。

・(仮称)技術情報ネットワーク(事業委員会) :メンバー間で技術情報の質問、疑問、回答をインターネットで行う。少人数で仕事を行っている会員が多くメンバーからの回答や情報に触れる機会を作る。個人情報保護、迷惑メールの防止、情報の責任、有効性、技術の財産権、質問者と回答者の偏在など問題は多いが、これらを克服する。

・構造レビューの充実(レビュー委員会) :気軽な技術相談として構造レビューの開催

#### 2. 会員サービス

・H.Pの充実(広報委員会) :リンク集(カタログ、各種団体)、本部、支部活動報告、活動への参加依頼、会員の作品紹介、意見掲示板

・意見交換の自由なサロンの実現(事務局) :関西支部事務所を会員の集まりやすい場所とする。会員作品展示のアトリエ。

#### 3. 地方建築行政への協力

従来の社会貢献(各種委員派遣)に加えて、構造判定制度に伴う構造判定機関への技術的な協力や判定員の相談に応じる。

#### 4. 広報活動の強化

構造家懇談会関西支部発足25周年記念事業を行う。(講演会等の開催)マスコミとの定期的な交流を通じて一般社会への情報発信等を行う。

#### 5. 本部活動に積極的に参加

本部活動に意見を提出、アンケート協力などを行う。

6. 組織力の強化

上記活動を通じて、新規会員の獲得と会員の積極的参加を勧める。  
特に遠隔地の会員数の増加を目指す。サテライト活動の強化  
目標…構造設計1級建築士はすべてJSCA会員…

Ⅲ. 継続活動

- 1. 2007年度支部総会 5/23 建設交流会館グリーンホール
- 2. 支部役員会 5/9 3. 事業委員会 4/25
- 4. 技術委員会 5. 広報委員会 4/11, 7/11
- 6. 住宅・建築物の地震防災推進連絡会
- 7. レビュー委員会
  - ・ホテル等サンプル調査(14件)に関するレビュー 4/17, 5/11
  - ・構造レビュー
- 8. 木造建物の耐震設計レビュー
- 9. 耐震偽装問題に対する特別活動
  - ・「計算書レビュー」「相談窓口」 随時土曜日
- 10. 研究受託
- 11. 定例研究会 5/23 PD「安心・安全な社会をめざして」PART II
- 12. 講習会
  - ・「木造軸組の新しい耐震設計がマスターできる実務講習会」 4/5, 5/9
- 13. 見学会
  - ・第1回:サンケイビル 7/末~8/初頃予定 (年2回 開催予定)
- 14. 技術委員会各分科会
  - ・地盤系分科会 ・RC分科会 ・金属系分科会
  - ・情報システム分科会 ・耐震設計分科会 ・P.C.工業化分科会
  - ・構造計画分科会 ・木構造分科会 ・法制分科会 4/12
- 15. 教育活動
  - ・第12回若手構造技術者(会員外)の育成講座 2月予定
- 16. 海外視察研修
  - ・第20回(案)「チュニジア各都市・ドーハ」 10月中旬
- 17. 支部報 Structure Kansai No. 93, 94, 95, 96 発行予定

18. サテライト活動

・京滋会 ・兵庫会 ・奈良会: 会員研修会 4/21 参加者10名

19. 他団体への委員・講師の派遣

- 委員の派遣
- ・大阪府住宅・建築物耐震10カ年戦略プラン策定ワーキング
  - ・(財)日本建築総合試験所「各種構造審査委員会」
  - ・(財)日本建築総合試験所「既存建築物耐震診断等判定委員会」
  - ・(財)大阪建築防災センター「大阪府公立学校施設耐震診断等判定委員会」
  - ・(財)大阪建築防災センター「耐震改修評価委員会」
  - ・(財)大阪建築防災センター「大阪府建築確認に関するアドバイザー委員会」
  - ・大阪府建築士会「専攻建築士審査評議会」
  - ・京都府建築士会「専攻建築士審査評議会」
  - ・大阪市「構造再計算検証委員会」
  - ・神戸市「建築構造専門審査会」
- 講師派遣
- ・大阪建築物震災対策推進協議会「被災建築物の応急危険度判定養成講習会」
  - ・大阪建築物震災対策推進協議会「被災建築物の応急危険度判定更新講習会」
  - ・既存木造住宅の耐震診断・改修講習会
  - ・「木造住宅の耐震設計と耐震改修の講習会」
  - ・既存鉄骨造建築物の耐震診断・改修指針講習会
  - ・既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断・改修指針講習会
  - ・大阪府建築士会「建築士のための指定講習会」
  - ・大阪府建築士会「建築士のための定期講習会」
  - ・限界耐力計算・木造耐震講習会
  - ・奈良女子大学の非常勤講師

20. 建築関連14団体との交流

・事務局会議 ・建会長 ・支部長ご宴会 ・2008年新年交礼会  
・50周年記念事業 9/2 クラシックコンサート いずみホール

21. 新年賀詞交歓会

・分科会活動報告会および懇親会 1/18 科学技術センター

22. 構造家懇談会関西支部発足25周年記念事業

・講演会予定

2006年度 収支報告書(自2006年4月1日 至2007年3月31日)

単位:円

		科目	予算	決算	備考		
収入の部	収入	交付金収入	4,868,083	4,874,303	交付金4,077,000 前期繰越金797,303(積立金300,000 含)		
		特別会計繰入金収入		4,080,708	特別会計繰入金(4,966,183-885,475 税金)		
		研究会費	150,000	671,330	用語集等本代、木造マニアル本代		
		研究受託費	3,000,000	0			
		懇談会費	1,000,000	1,143,000	5/25, 1/25		
		受取利息	17	7,134			
		雑収入	1,900	0			
		収入合計	9,020,000	10,776,475			
		支出の部	事業費	消耗品費	50,000	53,562	
				通信事務費	80,000	82,256	
委員会費	400,000			195,232			
研究会費	700,000			1,004,642	定例研究会資料、室料、木造マニアル本代他		
研究受託費	3,000,000			0			
懇談会費	1,000,000			1,147,621	5/25, 1/25		
会誌発行費	1,000,000			943,235	4回分		
記念事業積立金	100,000			100,000	積立金へ移行		
渉外費	50,000			17,867	士会、府、協賛金、14 団体関連		
予備費	0			0			
事業費合計	6,380,000			3,444,415			
管理部費	管理部費			消耗品費	600,000	645,871	事務機器リース代、他
				通信事務費	250,000	308,234	インターネット基本料金等
				旅費交通費	0	0	
				雑費	1,600,000	1,074,680	事務局家賃、光熱費 他(但 P.M. 費削減)
		総会費	70,000	43,465			
		幹事会費	40,000	13,165			
		委員会費	80,000	22,651			
		人件費	0	0			
		予備費	0	0			
		管理費合計	2,640,000	2,108,066			
支出合計	9,020,000	5,552,481					
次期繰越金			5,223,994	次期繰越金743,286 特別繰入金4,080,708 積立金400,000			

2007年度 収支予算書(自2007年4月1日 至2008年3月31日)

単位:円

		科目	金額	備考		
収入の部	収入	交付金収入	5,426,786	交付金4,283,500 前期繰越金743,286 25周年積立400,000		
		特別会計繰入金収入	14,000,000	2005 特別地業未払金4,080,708、2006 年度特別会計繰入金収入9,919,292(特別会計ミナシ税)		
		研究会費	150,000			
		懇談会費	1,100,000	会費(2回)		
		受取利息	214			
		雑収入	13,000			
		収入合計	20,690,000			
		支出の部	事業費	消耗品費	60,000	前年度実績
				通信事務費	80,000	前年度実績
				委員会費	400,000	前年度並み
研究会費	650,000			前年度実績より木造マニアル本分減額		
懇談会費	1,100,000			前年度実績		
会誌発行費	1,000,000			前年度実績		
記念事業積立金	100,000					
渉外費	30,000			前年度実績		
予備費	0					
特別地業預金	14,000,000					
事業費合計	17,420,000					
管理部費	管理部費			消耗品費	650,000	前年度実績
				通信事務費	300,000	前年度実績
				旅費交通費	0	
				雑費	1,800,000	事務局家賃増額
		総会費	50,000	前年度実績		
		幹事会費	30,000	前年度実績		
		委員会費	30,000	前年度実績		
		人件費	0			
予備費	10,000					
管理費合計	2,870,000					
支出合計	20,290,000					
記念事業積立金			400,000			

2006年度 特別会計収支報告資料

(自2006年4月1日 至2007年3月31日)

単位:円

		科目	決算	備考
収入の部	収入	構造レビュー等受託費	29,652,814	構造レビュー、耐震レビュー
		研究受託費	3,042,700	
		雑収入	815	
		収入合計	32,696,329	
支出の部	事業費	人件費	0	
		事務費	400,847	
		レビュー費	14,257,900	
		委託費	2,635,000	
		事業費合計	17,293,747	
		管理部費	0	
管理部費	管理部費	人件費	0	
		事務費	683,072	
		会議費	235,096	
		委員会費	464,633	
		施設費	1,083,608	
		管理費合計	2,466,409	
支出合計	19,760,156			
次期繰越金			12,936,173	

2007年度 特別事業内訳書

(自2007年4月1日 至2008年3月31日)

単位:円

科目	金額	備考
構造設計ゼミナール	1,500,000	
技術情報ネットクラブ	2,500,000	
H. P. の充実	1,000,000	
25周年地業	500,000	
繰越金	8,500,000	
合計	14,000,000	

# 2007・8年度支部役員

**支部長** 角近西 彰雄志 (竹中工務店) :支部担当理事  
**副支部長** 藤村一清 (東建建築事務所) :本部担当理事  
**幹事** 榎原健一 (SERB) (清水建設)  
 小新保勝 (和田建築技術研究所)  
 多賀田謙喜 (日建設計)  
 ★森田秀幸 (安井建築設計事務所)  
 辻永谷松二 (鹿島建設)  
 ★平北一郎 (能勢建築構造研究所)  
 宮向裕郎 (三菱地所設計)  
 ★安井久雅 (北條建築構造研究所)  
 三原敬夫 (山田建築構造事務所)  
 清國敬夫 (建築構造企画)  
 ★印は新任  
**監査** 三原清國 (三原建築構造設計事務所)  
**支部顧問** 内田直樹 (溶接研究所)  
 谷尾俊弘 (イオリ建築設計事務所)  
 辻馬八和 瀬木貞一 (安井建築設計事務所) :本部担当理事  
 八和 瀬木貞一 (馬瀬構造設計事務所)  
 和田 樹勉 (和田建築技術研究所)  
**事務局** 前野敏元 (竹中工務店) 局長  
 阿波昌幸 (日建設計)  
 太田寛 (鶴池組)  
 片山丈寛 (竹中工務店)  
 神田利明 (鶴池組)  
 西村幸尚 (竹中工務店)  
 石原邦子 (J S C A大阪事務所事務局長)  
**●事業委員会**  
**委員長** 新保勝浩 (和田建築技術研究所)  
**委員** 小松林 (清水建設)  
 辻平藤 (鹿島建設)  
 藤井正則 (三菱地所設計)  
 大林組

**●技術委員会**  
**委員長** 多賀田謙喜 (日建設計)  
**委員** 西阿波昌幸 (竹中工務店)  
 吉村平次 (竹中工務店)  
 梁嶋楠横 (竹中工務店)  
**●広報委員会**  
**委員長** 安石大垣 (大林組)  
**委員** 田垣金河 (大林組)  
 黒小島 (大林組)  
 白田 (大林組)  
 藤三三 (大林組)  
 山山 (大林組)  
**●構造レビュー委員会**  
**委員長** 小阿波昌幸 (清水建設)  
**委員** 阿波利一 (日建設計)  
 浦野昌利 (ウラツツミ建築設計室)  
 太田利一 (鶴池組)  
 片原健一 (SERB)  
 近藤一士 (竹中工務店)  
 新角多田 (東建建築事務所)  
 賀中謙利 (和田建築技術研究所)  
 田中幸 (日建設計)  
 元也 (竹中工務店)  
 敏也 (山田建築構造事務所)  
 野崎 (日建設計)  
 敏也 (竹中工務店)  
 元也 (日建設計)  
 元也 (日建設計)  
 元也 (竹中工務店)  
 元也 (竹中工務店)  
 元也 (竹中工務店)  
 元也 (構造計画研究所)  
 元也 (大林組)  
 元也 (安井建築設計事務所)  
 元也 (能勢建築構造研究所)  
 元也 (大林組)  
 元也 (大林組)  
 元也 (大林組)  
 元也 (大林組)  
 元也 (馬瀬構造設計事務所)  
 元也 (北條建築構造研究所)  
 元也 (竹中工務店)  
 元也 (熊谷組)  
 元也 (馬瀬構造設計事務所)  
 元也 (北條建築構造研究所)  
 元也 (日建設計)  
 元也 (大林組)  
 元也 (三原建築構造設計事務所)  
 元也 (三輪建築構造事務所)  
 元也 (安井建築設計事務所)  
 元也 (竹中工務店)  
 元也 (清水建設)  
 元也 (日建設計)  
 元也 (ウラツツミ建築設計室)  
 元也 (鶴池組)  
 元也 (SERB)  
 元也 (竹中工務店)  
 元也 (東建建築事務所)  
 元也 (和田建築技術研究所)  
 元也 (竹中工務店)  
 元也 (日建設計)  
 元也 (竹中工務店)

辻永西谷松二 (鹿島建設)  
 西谷松二 (鹿島建設)  
 福北政宮森安八横 (鹿島建設)  
 谷村山條木嶋井木田 (鹿島建設)  
 幸芳清勝國稔武英秀雅貞友 (鹿島建設)  
 二志尚夫 (北條建築構造研究所)  
 志高太郎 (フォルムふらむ)  
 志高也 (山田建築構造事務所)  
 志高喜明 (安井建築設計事務所)  
 志高樹行 (大林組)  
 志高樹行 (能勢建築構造研究所)  
**●木造住宅レビュー委員会**  
**委員長** 榎原健一 (SERB)  
**委員** 大崎倉宮木島田田 (大崎建築設計事務所)  
 小四鈴野榎横 (清水建設)  
 野野里子 (誠和学院まちづくりラボ) (竹中工務店)  
 野野里子 (野島建築設計事務所)  
 野野里子 (桃李舎)  
 野野里子 (能勢建築構造研究所)  
**●危機管理委員会**  
**委員長** 八木貞樹 (大林組)  
**委員** 渡西清一 (大成建設)  
 近藤清一 (平田建築構造研究所)  
 近藤清一 (東建建築事務所)  
**●構造士更新講習会等評価WG**  
**委員長** 福原國夫 (SERB)  
**委員** 樫原健一 (東建建築事務所)  
**●構造家懇談会関西支部発足25周年記念事業委員会**  
**委員長** 阿波昌幸 (日建設計)  
**委員** 小波野昌恒 (清水建設)  
 片山山正丈 (竹中工務店)  
 片山山正丈 (大成建設)  
 片山山正丈 (大林組)  
 片山山正丈 (長田建築事務所)  
 片山山正丈 (竹中工務店)  
 片山山正丈 (安井建築設計事務所)  
 片山山正丈 (東建建築事務所)  
 片山山正丈 (竹中工務店)  
**オブザーバ** 近藤清一 (東建建築事務所)

- 事務局だより
- 1. 支部総会 5/23(水) 13:30~14:30
- 2. 支部役員会 5/9(水) 18:30~20:00
- 3. 事業委員会 4/25(水) 18:00~20:00  
 2006年度事業報告、  
 2007年度事業計画、  
 現場見学会企画ほか
- 4. 技術委員会 6月中旬(予定)
- 5. 広報委員会 4/11日(水) 17:00~19:00  
 Structure Kansai  
 No.94編集、No.95企画会議
- 6. 住宅・建築物の地震防災推進連絡会  
 7月中旬(予定)  
 ・耐震10ヵ年計画促進計画報告について
- 7. レビュー委員会 18:00~20:00  
 ・構造レビュー  
 ・ホテル等サンプル調査に関するレビュー委員会 4/17、5/11、5/24
- 8. 木造住宅レビュー委員会  
 7月中旬(予定)  
 ・今後のレビュー方針について他
- 9. 耐震偽装問題に対する特別活動  
 ・電話相談 ・計算書レビュー:随時
- 10. 定例研究会  
 5/23(水) 14:45~17:45  
 ・PD「安心・安全な社会をめざして  
 Part II」-住宅建築物の耐震化と構造  
 法令の体制をめぐる諸問題について
- 11. 講習会  
 ・「木造軸組の新しい耐震設計がマス  
 ターできる実務講習会」：4/5、5/9
- 12. 現場見学会  
 ・8月上旬(予定) ・桜橋サンケイビル
- 13. 技術委員会各分科会

- 地盤系分科会 4/4(水) 18:00~20:00  
 「既製杭の耐震設計に関する諸問題」  
 ・液状化地盤における杭の耐震設計法  
 ・最近の杭頭接合法について  
 6/27(水) 18:00~20:00(予定)  
 「建築基準法の改正に関するディスカ  
 ュッション」
- RC分科会 5/15(火) 14:00~20:00  
 ・中庸熱セメント室内試し練り試験  
 ・偏在開口を有する連層RC造耐震壁の  
 せん断性状に関する研究報告  
 7/24(火) 18:00~20:00(予定)  
 ・鉄筋の圧接に関する品質監理・最新技  
 術情報  
 ・鉄筋工事合理化に関する意見交換会
- 金属系分科会  
 7/9(月) 18:00~20:00(予定)  
 ・改正建築基準法施行に関わる諸課題
- 情報システム分科会  
 6/13(水) 17:00~19:00(予定)  
 ・改正建築基準法構造規定の要点とその運用
- 耐震設計分科会 5/22(火) 17:30~19:00  
 ・耐震改修勉強会(1) 事例発表3件
- PC・工業化分科会  
 6/1(金) 18:00~20:00(予定)  
 ・設計例の紹介
- 構造計画分科会  
 7/6(金) 18:30~20:00(予定)  
 ・設計例の紹介  
 「たけびし本社ビル増築工事」
- 木構造分科会  
 4/4日(水) 18:30~20:00  
 ・法改正における木造の限界耐力計算  
 について

- ・E-ディフェンスの在来木造住宅の実  
 験について
- ・木造分科会のJSCA賞(業績賞)受賞について
- 法制分科会  
 5/11日(金) 10:00~12:00  
 ・改正建築基準法の施行に臨み情報交換
- 14. 支部報  
 Structure Kansai No. 93号発行
- 15. サテライト活動  
 ・奈良会:4/21(土) 13:00~18:00  
 「台風被害を受けた五重塔の修復  
 についての勉強会」
- 16. 親睦会  
 5/23(水) 18:00~19:30
- 17. 海外視察研修 (第20回)  
 10/19(金)~10月27日(土)(予定)  
 ・行先:チュニジア各都市、ドーハ

**●編集後記**  
 5月の支部総会で安井さんが新広報委  
 員長に就任されました。2002年より5  
 年間に亘り広報委員長を務められた多賀  
 様、長い間ご苦勞様でした。いよいよ改  
 正建築基準法が施行され、構造設計業界  
 は激動の渦中にありますが、少しでも皆  
 様に読んでもらえる誌面作りに努力して  
 いきたいと思っております。(編集担当河野、藤井)

発行 (社)日本建築構造技術者協会  
 関西支部事務局  
 〒550-0003  
 大阪市西区京町堀1-8-31(安田ビル3F)  
 Tel 06-6446-6223 Fax 06-6446-6224  
 Mail jscaweb@kansai.email.ne.jp